

※訂正箇所がありますので3月31日の通知も併せて確認をお願いいたします。

重要（計1枚）

事務連絡
令和2年3月30日

放課後等デイサービス事業所 御中
(高知市支給決定者)

高知市健康福祉部 障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る放課後等デイサービス費の 請求事務（訂正・補足）について

平素は、本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、3月19日に通知させていただいた「新型コロナウイルス感染症に係る3月利用分の放課後等デイサービス費請求についての留意点」につきまして、訂正・補正箇所がありますのでお手数をおかけしますがご対応をお願いいたします。

●訂正箇所

【訂正前】

実績記録票の記載について（3/2～3/19利用分）

【訂正後】

実績記録票の記載について

（利用者の通う学校の臨時休業開始日※～利用者の通う学校の春休みの前日までの利用分）

※国立学校は3/2～、県立学校は3/4～、市立学校は3/6～が臨時休業の取り扱いとなっています。

また、この期間の報酬は「休業日」としての取り扱いとします。

●補足（利用者負担額等について）

利用者負担額は、学校臨時休業で増えた利用分は徴収しないようにしてください。（当初から3月に予定していた利用分に係る利用者負担額のみを徴収していただきますようお願いいたします。）

なお、切り分けの際、簡便に使用できるシート（厚生労働省より）を、後日高知市障がい福祉課のホームページにおいて掲載する予定です。

また、国通知・高知市取扱い等についても高知市障がい福祉課のホームページに随時掲載しておりますので、引き続きご確認いただきご対応をお願いいたします。

○アクセス方法

高知市ホームページ → 障がい福祉課 → 新着情報 →

「2020年○月○日【指定障害福祉サービス事業所等】

新型コロナウイルスへの対応について」 クリック

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

高知市障がい福祉課 担当：橋本，田上
TEL：088-823-9378 FAX：088-823-9370